



平成 23 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社リンコーコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 坪井 鈴 兒
(コード番号 9355 東証第二部)
お問合せ先 取 締 役 山下 和 男
(TEL. 025 - 245 - 4112)

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出について

当社は、平成 22 年 9 月 28 日に提出いたしました「改善報告書」に関し、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、添付のとおり株式会社東京証券取引所に提出いたしましたので、ご報告いたします。

別添書類：改善状況報告書

以 上

改 善 状 況 報 告 書

東京証券取引所株式会社
代表取締役社長 齋藤 惇様

平成 23 年 4 月 11 日
株式会社リンコーコーポレーション
代表取締役社長 坪井 鈴兒

平成 22 年 9 月 28 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出致します。

第 1 改善報告書の提出経緯

過年度決算短信の訂正を決定するまでの経緯

平成	月	日	発生事象
22	4		当社経理部は、臨港商事株(以下、対象会社)の一部長期化している前渡金の回収結果について確認し、対象会社から 3 月末～ 4 月の輸出完了に伴い、回収されるとの回答を受けました。
	7	初旬	当社経理部は、平成 22 年 4～6 月において、対象会社の営業未収入金及び前渡金の残高が依然として多いことから、独自に調査を開始しました。その際、当社経理部は、S 社に対する対象会社の不適切な経理処理を発見しました。
		15	当社経理部長は、対象会社から過去の前渡金等に係る当社への説明が虚偽であったことと貸倒懸念債権が 10 億円余りに達している旨の報告を受けました。
		16	当社社長は、対象会社より当社に対し貸倒懸念債権について報告を受けました。
		中旬	当社は、弁護士ならびに監査法人に報告し、当社独自で対象会社の経理処理について調査を開始しました。
	8	2	当社は、第 1 回内部調査委員会を開催しました。以降、ヒアリング及び調査を含めて 8/11, 12, 18, 23, 30, 31 の 6 回に亘り開催しました。
		9	当社は、「当社連結子会社における不適切な経理処理の判明及び子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ」の開示を行いました。
		12	当社は、「過年度決算訂正、平成 23 年 3 月期第 1 四半期の四半期報告書の提出遅延及び監理銘柄(確認中)指定の見込みならびに外部調査委員会設立のお知らせ」に関する開示を行いました。 第 1 回外部調査委員会が開催されました。以降、ヒアリング及び調査を含めて 8/25, 9/1, 2, 3, 5, 6, 8 の 7 回に亘り開催されました。
	9	10	当社は、「当社連結子会社における不適切な経理処理に関する調査結果等について及び当社代表取締役会長辞任のお知らせ」に関する開示を行いました。
		13	当社は、「平成 23 年 3 月期 第 1 四半期決算短信[日本基準](連結)」、「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」、「過年度決算短信等(平成 18 年 3 月期決算短信～平成 22 年 3 月期決算短信)の一部訂正について」、「(訂正・数値データ修正あり)平成 22 年 3 月期に係る決算短信の一部訂正について」、「(訂正・数値データ修正あり)平成 21 年 3 月期に係る決算短信の一部訂正について」、「(訂正)平成 20 年 3 月期に係る決算短信等の一部訂正について」、「(訂正)平成 19 年 3 月期に係る決算短信等の一部訂正について」、「(訂正)平成 18 年 3 月期に係る決算短信の一部訂正について」、

		「有価証券報告書(内部統制報告書含む)、半期報告書、四半期報告書の訂正報告書及び平成23年3月期第1四半期報告書の提出完了について」に関する開示を行いました。
23		過年度決算短信等の訂正の開示に対し、平成22年9月10日に貴所より、有価証券上場規程502条第3項の規定に基づき、改善報告書の提出請求を受けたため、平成21年9月28日付で改善報告書を提出致しました。

内部調査委員会及び外部調査委員会の設置

当社は平成22年7月16日に対象会社において不適切な経理処理が行われ10億円余りに上る回収困難な長期滞留債権に関する貸倒引当金の計上を隠蔽してきた事実の報告を受けるに至りました。その事実を受けて、当社は平成22年8月2日に以下を委員とする内部調査委員会を設置しました。

委員長 坪井鈴兒（取締役社長）

委員 櫛谷則文（常務取締役）、山下和男（取締役）、吉川英夫（取締役）、

顧問弁護士（2名）

同時に、当社は、本件調査事実の解明等のために、公正かつ中立的な立場の弁護士及び公認会計士で構成する外部調査委員会を設置することを決定し、前記のとおり平成22年8月12日に、以下のとおり当調査委員会を設置しました。

調査委員 鶴巻 克恕（弁護士）

平 要志和（公認会計士）

各委員会の設置目的は以下の通りです。

	内部調査委員会目的	外部調査委員会の設置目的
a)	事実の調査	事実の調査を実施
b)	-	事実認定
c)	原因の解明	事実の評価とその原因分析
d)	関係者の責任の究明	-
e)	再発防止策の検討	再発防止策の提言

過年度決算短信の訂正について

- 平成22年9月9日付で当社に提出された外部調査委員会による外部調査報告書の内容について、「当社連結子会社における不適切な経理処理に関する調査結果等についてのお知らせ」(平成22年9月10日)と「過年度決算短信等(平成18年3月期決算短信～平成22年3月期決算短信)の一部訂正について」(平成22年9月13日)の開示を行いました。

a) 貸倒引当金の計上に伴う過年度決算訂正について

外部調査委員会の調査結果に基づき、訂正の根拠となる資料、訂正数値の確認をして各決算期において決算訂正を行うべきと判断致しました。なお、平成17年3月期以前の影響は、平成18年3月期において前期損益修正損として認識し計上することと致しました。

b) N1社及びN2社の貸倒引当金の計上

対象会社とN1社及びN2社との取引関係

- 対象会社とN1社の取引は、平成15年から開始され、当初は機械部品の輸入取引を行っており、順調に推移しておりました。平成18年からはN1社の輸出契約窓口の取引が加わることとなり、同取引は、N1社の製作する製袋機を輸出するもの

で、以降その取引を継続して行っておりまして。

- ・また、平成 18 年から N 1 社は製造部門を N 2 社に分社化し、以後、対象会社の製袋機の部品輸入取引は、N 2 社に対し行っておりまして。

N 1 社及び N 2 社に対する前渡金の回収不能（困難）の認識

- ・対象会社の N 1 社への前渡金の回収可能性に疑義が生じたと最初に判断する契機は、海外取引先の会社の契約履行が困難となる可能性を認識し、N 1 社への前渡金の実行を留保して、同社に対する回収可能性に問題ありと最初に認識した平成 20 年 6 月が妥当と判断致しました。
- ・また、対象会社が N 2 社に対する前渡金の回収可能性に疑義が生じたと最初に判断する契機は、国内メーカーとの間で製袋機の納品トラブルが発生した平成 21 年 9 月とするのが妥当と判断致しました。

N 1 社と N 2 社の売上債権の貸倒懸念の認識について

- ・対象会社は、N 1 社から平成 21 年 10 月に支払猶予の要請を受けていた事実から、平成 21 年 12 月期末に N 1 社に対する売掛金について貸倒引当金の設定を認識すべきであったと判断致しました。
- ・N 2 社についても、同様に平成 21 年 12 月期末以降、同社への売掛金残高から債務を差引いた額を引き当てるのが妥当と判断致しました。

c) S 社の貸倒引当金の計上

対象会社と S 社との取引関係

- ・対象会社は S 社と平成 10 年より取引を開始し、以降、主に家庭用日用雑貨の輸入に関する取引を行っておりまして。

S 社の売上債権の貸倒懸念の認識について

- ・S 社については、平成 15 年 6 月期決算には債務超過であったことから、この時点以前から、対象会社は貸倒引当金の設定を認識すべきですが、平成 15 年 3 月期以前は、対象会社における会計帳簿の詳細、管理資料の保存が不完全な場合があったため、当該資料の信頼性が確認できる平成 16 年 3 月期以降から調査を行い、事実確認、訂正額の特定ができた範囲を総合的に検討致しました結果、平成 18 年 3 月期以降について貸倒引当金の設定を認識するべきと判断し、債権全額を引当致しました。なお、平成 17 年 3 月期の売掛金及び受取手形の残高について、前期損益修正額として、平成 18 年 3 月期に計上致しました。

- ・訂正による過年度業績への影響

個別取引先に対する貸倒引当金繰入による過年度決算への影響

(単位：千円)

	H18.3 繰入額	H19.3 繰入額	H20.3 繰入額	H21.3 繰入額	H22.3 繰入額	H22.6 繰入額	引当金残高
S 社貸倒引当金	58,546	18,102	36,158	19,509	20,181	9,568	162,067
N 1 社貸倒引当金	-	-	-	220,500	314,001	260,845	795,346
N 2 社貸倒引当金	-	-	-	-	150,584	10,027	160,612
個別引当による 貸倒引当金増加額	58,546	18,102	36,158	240,009	484,767	280,441	1,118,026

(注)：平成 18 年 3 月期損益修正損 43,411 千円

平成 18 年 3 月期増加分 15,134 千円

・その他の会計上の影響額(個別)

【特別損益項目】

(単位:千円)

内訳	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)
子会社株式評価損	-	-	-	235,467	
関係会社貸付金の引当	-	-	-	559,024	53,340
合計	-	-	-	794,492	53,340

・主要財務諸表項目に与える影響額

【連結】

(単位:千円)

内訳	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)
売上高	-	-	-	-	-
営業利益	14,311	-	5,468	8,276	20,361
経常利益	14,311	-	5,468	8,276	20,361
当期利益	72,627	16,289	39,344	292,838	495,242
純資産	72,627	88,916	128,261	421,099	916,342
総資産	72,627	88,916	128,261	302,692	883,755

【個別】

(単位:千円)

内訳	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)
売上高	-	-	-	-	-
営業利益	-	-	-	-	-
経常利益	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	794,492	53,340
純資産	-	-	-	794,492	847,833
総資産	-	-	-	794,492	847,833

・過年度決算訂正により生じる損益影響額

この度の対象会社における不適切な経理処理が、当社連結業績に与える過年度累積影響額は、916百万円です。また、当期の第1四半期における連結業績に与える影響額は、310百万円です。年度毎の影響額につきましては、以下の「訂正による過年度業績への影響」をご参照下さい。

「訂正による過年度業績への影響」

(単位:百万円,百万円未満切捨て)

期	項目	連結			個別		
		訂正前(A)	訂正後(B)	影響額 (B - A)	訂正前(A)	訂正後(B)	影響額 (B - A)
第 145 期 平成 18 年 3 月期	売上高	23,181	23,181	0	-	-	-
	営業利益	1,579	1,565	14	-	-	-
	経常利益	1,496	1,482	14	-	-	-

	当期純利益	851	778	72	-	-	-
	総資産	43,161	43,089	72	-	-	-
	純資産	14,410	14,338	72	-	-	-
第 146 期 平成 18 年 6 月期	売上高	5,540	5,540	0	-	-	-
	営業利益	281	281	0	-	-	-
	経常利益	302	302	0	-	-	-
	当期純利益	202	195	6	-	-	-
	総資産	43,043	42,964	79	-	-	-
	純資産	14,264	14,185	79	-	-	-
第 146 期 平成 18 年 9 月期	売上高	11,737	11,737	0	-	-	-
	営業利益	830	830	0	-	-	-
	経常利益	828	828	0	-	-	-
	当期純利益	435	415	19	-	-	-
	総資産	43,333	43,240	92	-	-	-
	純資産	14,561	14,469	92	-	-	-
第 146 期 平成 18 年 12 月期	売上高	17,897	17,897	0	-	-	-
	営業利益	1,340	1,340	0	-	-	-
	経常利益	1,336	1,336	0	-	-	-
	当期純利益	734	714	19	-	-	-
	総資産	44,586	44,494	92	-	-	-
	純資産	15,140	15,048	92	-	-	-
第 146 期 平成 19 年 3 月期	売上高	24,228	24,228	0	-	-	-
	営業利益	1,547	1,547	0	-	-	-
	経常利益	1,505	1,505	0	-	-	-
	当期純利益	741	724	16	-	-	-
	総資産	45,385	45,296	88	-	-	-
	純資産	15,454	15,365	88	-	-	-
第 147 期 平成 19 年 6 月期	売上高	6,018	6,018	0	-	-	-
	営業利益	285	278	6	-	-	-
	経常利益	288	282	6	-	-	-
	当期純利益	60	44	15	-	-	-
	総資産	47,236	47,131	104	-	-	-
	純資産	15,944	15,839	104	-	-	-

(単位：百万円，百万円未満切捨て)

期	項目	連結			個別		
		訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B - A)	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B - A)
第 147 期 平成 19 年 9 月期	営業利益	496	487	8	-	-	-
	経常利益	452	444	8	-	-	-
	当期純利益	90	74	15	-	-	-
	総資産	46,159	46,055	104	-	-	-
	純資産	16,040	15,935	104	-	-	-

第 147 期 平成 19 年 12 月期	売上高	17,419	17,419	0	-	-	-
	営業利益	874	873	1	-	-	-
	経常利益	826	825	1	-	-	-
	当期純利益	279	255	24	-	-	-
	総資産	44,777	44,663	113	-	-	-
	純資産	15,192	15,078	113	-	-	-
第 147 期 平成 20 年 3 月期	売上高	22,587	22,587	0	-	-	-
	営業利益	975	969	5	-	-	-
	経常利益	884	878	5	-	-	-
	当期純利益	262	223	39	-	-	-
	総資産	43,979	43,851	128	-	-	-
	純資産	14,745	14,617	128	-	-	-
第 148 期 平成 20 年 6 月期	売上高	6,498	6,498	0	-	-	-
	営業利益	339	326	13	-	-	-
	経常利益	357	344	13	-	-	-
	当期純利益	240	61	301	-	-	-
	総資産	45,827	45,423	403	-	-	-
	純資産	15,035	14,605	430	-	-	-
第 148 期 平成 20 年 9 月期	売上高	12,169	12,169	0	-	-	-
	営業利益	602	588	14	-	-	-
	経常利益	568	554	14	-	-	-
	当期純利益	316	4	312	-	-	-
	総資産	44,249	43,828	420	-	-	-
	純資産	14,383	13,943	440	-	-	-
第 148 期 平成 20 年 12 月期	売上高	17,641	17,641	0	-	-	-
	営業利益	744	737	6	-	-	-
	経常利益	696	689	6	-	-	-
	当期純利益	347	22	324	-	-	-
	総資産	43,969	43,530	438	-	-	-
	純資産	13,993	13,540	452	-	-	-

今般の貸倒引当金の計上の回避に端を發する過年度決算修正につきましては、当社外部調査委員会による外部調査報告書の内容から判明した事実から、対象会社における経営者と経理担当者の共謀による規則規程、社内ルールの無視が不適切な経理処理に結びついたと考えております。これらの背景には当社及び対象会社における経営者のコンプライアンス意識及びガバナンスの欠如、上場会社の企業グループであるとの意識の欠如或いは希薄さが存在していたものと認識しております。

第 2 改善措置

1. 不適切な情報開示等を行った直接的原因

直接的原因については改善報告書にも記載しておりますが、概要は以下のとおりです。

(1) 当社の連結子会社に対するコンプライアンス指導の不徹底

- ・当社においては、平成 19 年 11 月に「関係会社管理規則」及び「関係会社決裁基準」が施行されておりましたが、連結子会社に対し、同規則・基準の指導が十分ではあり

ませんでした。

(2) 当社の対象会社に対する経営管理の不徹底

- ・当社においては、連結子会社に対し自主性を尊重し、その営業活動を活発にしていって欲しいという企業風土が存在しておりました。特に、対象会社は、運輸業を主体とする当社の業務とは異なる貿易という特殊な業務を行っていた状況から、その経営管理を対象会社に委ねようという意識が強く、それが結果的に対象会社の不適切な経理処理を容認してしまった事実に関与しました。

(3) 当社の対象会社を含む連結子会社に対する管理体制の欠如

a) 全社的な内部統制の不備

- ・不適切な経理処理を招いた直接の原因として、全社的な内部統制の不備がありました。平成 20 年度から「財務報告に係る内部統制」の制度が導入され、当社は対象会社の統制状況について、チェックリスト形式でその内容の確認及び評価を行っておりました。しかし、連結売上高の 4 分の 1 を占める対象会社に対するリスクを認識するには、チェックリストのみに頼り、証憑による実態の確認を行っていませんでした。

b) 対象会社を含む連結子会社の経理処理におけるチェック体制の不備

- ・当社では、経営企画室が予算実績管理を行い、経理部が連結決算上の数値の取り纏めを行っておりました。しかし、対象会社の経理の分析については、何らかの異常値が認められた時点で、実査や伝票等の帳票も含めた帳簿類・決裁書等の関係書類の調査を実施すべきでしたが、そのような体制をとっていませんでした。

c) 対象会社を含む連結子会社の IT システム環境の不備

- ・対象会社が独自で運用する財務会計システムの存在と、連結決算用に同社が運用する当社経理システムの存在という二重の IT システム環境が結果的に不適切な経理処理の事実を隠蔽する温床となり、不適切開示の原因となっておりました。

d) 連結子会社の資金調達に対する当社の不十分な管理

- ・マネーコントロールサービス（以下、MCS）は銀行に対し与信力が低い連結子会社にとって安定して運転資金を確保でき利便性は高いものの、当社が連結子会社に対する融資窓口として、連結子会社の資金需要の目的や返済の見込み並びに資金の用途に関する確認が十分ではなく、MCS を運用するに当たり適切な対応が行われていませんでした。

一般的にはキャッシュマネジメントサービスのことで、コンピュータや通信回線を活用した社内や当社企業グループ内にある資金を包括的に管理するシステムを意味しております。

2. 改善措置

上記 1 に記載の不適切な経理処理に関する直接的な原因に対する再発防止に向けた改善措置として、改善報告書に記載した事項は以下の通りです。

(1) 過年度決算訂正に対する直接的な原因への対策

貸倒懸念債権に関する認識基準のルール化

- ・当社及び連結子会社では貸倒懸念債権の認識基準とそのルール化において各社ばらつきがあるため、当社及び連結子会社において同認識基準を統一化することと致しました。原則的に、取引先の支払サイトから 3 ヶ月超過となった時点から、貸倒懸念債権として認識し、貸倒引当金に計上することと致しました。また、取引先の経営状況に著しい変化がある場合は、別途総合的に判断することと致しました。
- ・対象会社に対しては、売掛金の消し込みを毎月末に必ず同社内で確認し、当社経理部に対し、その結果に関する報告を義務付けることと致しました。

与信管理規程の見直し

a)見直しの具体的な内容

- ・新規取引先については、信用調査会社による与信管理を行うことと致しました。
- ・継続的取引を行っている既存顧客に対しても、年1回は必ず与信管理を実施することと致しました。
- ・その与信状況が良好でない場合は、直近の取引先の財務諸表及び会社状況は書面での提出を求め、当社の当該各部門、連結子会社並びに当社総務人事部及び経理部にて確認することと致しました。

b)具体的な与信管理について

- ・当社の与信管理規程では、与信レベルを5段階（A評価を最上位にB，C，D，E）と致しました。
A評価（評点65以上）の場合は、無条件で取引可能とします。
B評価（評点64～55）の場合は、部長以下の管理職決裁で取引を可能とします。
C評価（評点54～50）の場合は、部長決裁で取引を可能とします。
D評価（評点49～40）の場合は、担当役員決裁で取引可能とします。
E評価（評点39未満）の場合は、原則的には取引は行いません。（万一、取引を行わざるを得ない場合は、社長決裁とします。）

c)具体的な与信限度額について

- ・当社各部門及び連結子会社内で、取引の実態に合わせて与信限度額の設定を行うことと致しました。
- ・設定した与信限度額に関する妥当性を当社総務人事部及び経理部が総合的に判断し、承認することと致しました。
- ・また、取引についてはその与信限度額の範囲を超えて行うことは致しません。各取引が適正な手続きのもとにおこなわれているかについては内部監査部門が監査することと致しました。

(2)業務執行体制の改善

組織、体制の見直し・改善について

a)当社について

内部監査部門の権限強化

- ・平成22年10月1日より当社の同部門を2名増員し、監査機能を強化することと致しました。
- ・また、平成22年11月1日より、当社の内部監査部門である内部統制グループを内部監査室（仮称）に昇格させ、社長直轄とすることにより同部門の組織上の位置づけを上げることで牽制機能を強化することと致しました。

b)対象会社

対象会社役員の解任

- ・平成22年9月3日、対象会社の臨時株主総会を開催の上、3名の同社取締役の解任を決議決定し、同日開催の当社取締役会において当該決議を追認致しました。
- ・また、平成22年9月3日付で同社総務経理部長を懲戒免職処分と致しました。
- ・対象会社の取締役は、3名全員を当社の取締役が兼務し、当社の管理監督の下、同社経営基盤の再構築を図ることと致しました。

当社人材の配置

- ・平成22年9月10日付で当社部長職を対象会社の業務全般を統轄管理する統轄部長として同社に出向させることと致しました。これにより円滑な業務執行体制を確保し、適正な業務の実行に努めることと致しました。

対象会社の吸収合併

- ・平成 22 年度内を目標に当社が対象会社を吸収合併し、当社の支配下とすることで、同社の業務内容並びに内部統制を適正化するとともに、事業の継続性を確保することと致しました。

コンプライアンスについて

a)コンプライアンスマニュアルの改善

当社のコンプライアンスマニュアルは策定から時間が経過し 陳腐化しているため、現状に則して見直しを行うことと致しました。

また、見直しに際しては、顧問弁護士も含めて検討するなど、適正なコンプライアンスマニュアルの整備に努めることと致しました。

当社及び連結子会社の役員及び従業員に対し、見直し後のマニュアルに基づき、外部講師或いは顧問弁護士による社内研修を実施することと致しました。

b)規則・規程の見直し

「関係会社管理規則」及び「同決裁基準」を改訂し、平成 22 年 9 月 10 日に当社取締役会において承認を得ました。決裁及び報告事項に関する改訂による主な改善点は以下のとおりです。

- ・連結子会社の経営、経営計画、組織、人事、資金財務、営業取引等のほぼ全ての決裁項目について各社取締役会において、報告又は決議を義務づけ、連結子会社の管理を強化致しました。

- ・営業取引の金額項目を細分化することにより、その管理を厳格化致しました。

また、同規則、基準の改訂並びにその遵守について、平成 22 年 9 月 13 日に連結子会社に対し説明し、周知徹底を図ることと致しました。

c)規則・規程の違反に対するペナルティの明確化

コンプライアンスの欠如が今般の不適切な経理処理を発生させた要因でした。社内ルールの遵守を徹底させるため、規則規程やルールに違反した場合の罰則を厳格に適用できるよう、現状の当社及び連結子会社の社員就業規則を改訂することと致しました。

d)法律専門家によるリーガルチェック等の実施

コンプライアンスに対する意識とその実行は当社並びに連結子会社を含めた当社企業グループが今後も適正に事業を行っていくにあたり不可欠なものであることから、当社並びに連結子会社の重要な契約または紛争が予想される案件・債権回収の遅滞が生じ又は生じる恐れのある案件等が発生した場合は、当社並びに連結子会社の各部門が総務人事部を窓口顧問弁護士から各案件に対する適法性のチェックを受けることを義務付け、その内容については内部監査部門が後日監査を行うことと致しました。

また、顧問弁護士又は法律専門家からコンプライアンスに対する専門的な立場で社内講習の実施を当社及び連結子会社に対して行うことと致しました。

e)内部通報制度の周知徹底の実施

「内部通報制度」は既に当社内で規程化されてはいるものの、当社及び連結子会社に対して十分に周知されておりませんでした。今後は、当社及び連結子会社に対し、改めて「内部通報制度」の周知致しますとともに、不適切又は不正な行為に関して、速やかに報告できる環境の整備に努めることと致しました。

内部統制監査の強化

a)監査権限の強化

当社における内部監査に係る諸規程を改訂することで、内部監査部門に監査権限を付与し、監査の実効性を確保することと致しました。

また、当該部門を社長直轄部門とすることにより、統制上の是正措置に対する実効性についても確保することと致しました。

b) 会計監査の実施

内部監査部門による当社及び連結子会社への監査は原則的に証憑にて実態を把握します。また、詳細な監査が必要な場合は、都度連結子会社の経理システムデータを抽出し、調査分析等の実査を行うことと致しました。

c) 規則・規程の有効性のチェック機能の付与

当社及び連結子会社に対する規則・規程の遵守状況のチェックは四半期ごとに行うことと致しました。監査結果は、連結子会社の取締役会等に対し都度報告するとともに、その是正の必要がある場合は都度連結子会社に対して求めることと致しました。

また、以下の規則規程を当社企業グループ共通のものとして連結子会社に対しても加え、整備することと致しました。（「内部監査規程」「内部統制報告制度規程」「内部統制報告制度評価規程」）

経理及びIT機能強化

a) 連結子会社内の不適切な経理処理を早期に発見できる体制の構築

経理部門では毎月1回以上連結子会社の経理データの適正性を確認し、経理部長に報告する体制を構築することと致しました。

b) 対象会社に対する当社経理システムの完全導入によるIT環境の整備

対象会社における二重システム環境を止め、当社が使用しているITシステムを対象会社に導入又は連携等をさせることにより、対象会社による適正な経理処理の実行と当社経理部門又は内部監査部門が同社の経理処理データの即時的な確認又は異常値の迅速な発見を可能にする環境を整備することと致しました。

c) 今後のMCS運用に対するチェック体制の具現化

連結子会社からの資金要請に対して資金の使用目的と資金実績を検証することと致しました。

企業グループ意識の醸成、交流

a) グループ内コミュニケーションの活性化

当社及び連結子会社の各社長が一同に会して、「グループ経営者会議」を年1回開催しておりますが、より円滑なコミュニケーションを図り、企業グループ意識の醸成とグループ会社間の融和を目的に、当社社長と連結子会社社長との「定例懇親会」を四半期に1回設定し、実施することと致しました。

b) グループ内の階層別会議の定例化

当社及び連結子会社の管理職・一般担当者が定期的に集まり、情報交換、法令の勉強会を行うことで、風通しのよい企業グループの風土の形成を目指すことと致しました。

人材育成・教育の強化

a) 経理、財務

社内及び外部講師等による当社及び連結子会社役員並びに従業員に対する経理教育(会計、財務、税務)を実施することと致しました。

不適切な経理処理等を発見・把握できる能力・資質の向上を目指し、社内講師による経理業務を適正に維持継続できる人材の育成を目指し、当社及び連結子会社に対して経理財務に関する研修を年1回以上実施することと致しました。

b) 監査機能

適正な監査を実行するために、内部監査部門配属の社員については、経理並びに監

査知識の習得のための社内及び社外研修への参加，OJTを通じて，経理及び監査に関する知識向上に努めることと致しました。

当社及び連結子会社の経理伝票に関する監査を四半期ごとに実施し，当社及び連結子会社の異常な仕訳伝票や勘定科目の異常な増減について監視し，内部監査部門配置人員については，その能力の向上に努めることと致しました。

c)研修制度の充実

連結子会社を含めた役員及び従業員のコンプライアンスに係る研修

- ・外部講師による役員，部長，管理職を各階層別に法令遵守並びに規則規程の遵守に関する研修を年1回実施することと致しました。

第3 実施・運用状況

平成23年4月11日時点における改善措置の実施・運用状況につきましては以下の通りです。

1. 過年度決算訂正に対する直接的な原因への対策

(1) 貸倒懸念債権に関する認識基準のルール化

- ・当社及び連結子会社は，各社の経理事務細則の貸倒引当金の条項を改訂し，取引先の支払サイトから3ヶ月超過となった時点で，当該取引先の財務状況や今後の回収計画等を考慮した後，貸倒引当金を算出した上で貸倒懸念債権として認識することとしました。なお，平成22年12月1日までに改訂後の経理事務細則の導入を完了し，改訂日以降運用を開始しております。
- ・当社及び連結子会社の売掛金残高について当社経理部が「売掛債権入金予定日経過リスト」を作成の上，毎月，各部門並びに連結子会社に送付して注意喚起を行い，入金処理の適正化に努めております。
- ・平成22年度第3四半期決算時に上記の新たなグループ内統一ルールに基づき，売掛債権2件，1,283千円(=613千円+670千円)を貸倒懸念債権として認識し，貸倒引当金として計上致しました。

(2) 与信管理規程の見直し

与信管理規程の全面的な改訂

- ・下記3点(～)を中心に，当社及び連結子会社の与信管理規程を平成23年3月15日までに全面的に改訂し，改訂日以降運用を開始しております。また，与信管理規程の改訂に際して，その運用の徹底を図るため，当社各部門及び連結子会社に対して説明を行っております。

信用調査会社の与信データを基本とした与信情報の収集

与信データに基づく与信ランク及び取引方針の決定並びに見直し

取引を行うことについての承認(取引方針を含む。)

見直しの具体的な内容

- ・当社及び連結子会社は与信管理の基準を以下表の通り見直し致しました。尚，連結子会社に関しては取引の承認において決裁権者を当社レベルより引き上げて，見直しを致しました。

評点の判断			信用状態	取引の承認	取引方針	備考
A評価	80点以上	警戒不要	優良会社	特には不要	積極的に営業活動を展開すべき。	与信情報及び未収金の回収状況に留意。
B評価	65～79点	無難	事業基盤やや弱いが黒字基調。当面不安はない。	管理職判断	当面不安はないが，業況の変化に注意が必要。	与信情報及び未収金の回収状況に留意。

C 評価	50 ~ 64 点	多少注意	事業基盤やや弱く業績不安定。多少注意が必要。	部長決裁	与信情報及び取引実績等を考慮して個別に判断する。	与信情報及び未収金の回収状況に留意。
D 評価	30 ~ 49 点	一応警戒	業績悪化傾向又は赤字基調。要警戒。	担当役員決裁	注意深く業況及び入金状況を確認する必要あり。	長期滞留債権の発生を以って取引を停止し、対応を協議しなければならない。
E 評価	29 点以下	警戒	信用不能。	社長決裁	原則として取引不可もしくは停止。	与信限度額の設定管理が必要。

- ・当社内部監査室は、全面的に改訂した与信管理規程に則り、適正に運用しているかどうかに関するチェックを、当社並びに連結子会社に対して行いました。その際、C 評価の会社との取引を行うに際して部長決裁（連結子会社では担当役員決裁）が取られていること、D 評価の会社との取引を行うに際して担当役員決裁（連結子会社では社長決裁）が取られていることを、当社各部門及び連結子会社各社の決裁書にて確認しております。

2. 業務執行体制の改善

(1) 組織、体制の見直し・改善について

当社について

a) 内部監査部門の権限強化

平成 22 年 10 月 1 日より当社の同部門を 2 名増員し、監査機能を強化致しました。
平成 22 年 11 月 1 日より当社の内部監査部門である内部統制グループを内部監査室に昇格させ、社長直轄とし、組織上の位置づけを上げ、監査機能を強化致しました。

b) 対象会社役員の解任

平成 22 年 9 月 3 日、対象会社の臨時株主総会を開催の上、3 名の同社取締役の解任を決議決定し、同日開催の当社取締役会において、当該決議を追認致しました。
平成 22 年 9 月 3 日付で同社総務経理部長を懲戒免職処分と致しました。
平成 22 年 9 月 3 日～平成 23 年 2 月 1 日の同社解散までの間は、対象会社の取締役 3 名全員を当社取締役が兼務し、当社管理の下、同社経営基盤の再構築を図りました。

c) 当社人材の配置

・平成 22 年 9 月 10 日付で当社部長職を業務全般の統轄部長として出向させました。

d) 対象会社の事業譲受

・平成 23 年 2 月 1 日、対象会社の事業を当社が譲受し、商事部を新設致しました。また、対象会社は、平成 23 年 2 月 25 日に特別清算開始の申立を新潟地裁に行い、平成 23 年度上期中の清算結了を予定しております。

(2) コンプライアンスについて

コンプライアンスマニュアルの改善

a) 当社の従来のコンプライアンスマニュアルは事例集となっており、策定から時間が経過して陳腐化しているため、コンプライアンスの基本的な考えや内部通報制度規程などを一つのマニュアルにまとめる形で見直しを行いました。また、見直しに際しては、顧問弁護士も含めて検討致しました。

b) 見直し後のマニュアルに基づき、当社及び連結子会社の役員及び従業員に対し、「コンプライアンスマニュアル及び内部通報制度」に関する研修を顧問弁護士と社内講師により、計 7 回（平成 23 年 1 月 12, 21, 28 の各日、2 月 10, 18, 28 の各日、3 月 10 日）実施致しました。また、本研修の対象者を 180 名（当社及び連結子会社役員並びに当社及び

連結子会社の部長以下管理職及び係長の全員)として予定し、179名(参加率99.4%)が参加致しました。

規則・規程の見直し

a)「関係会社管理規則」及び「同決裁基準」を改訂し、平成22年9月10日に当社取締役会において承認を得ました。改訂の主な点は以下の通りです。

- ・連結子会社の経営、経営計画、組織、人事、資金財務、営業取引等のほぼ全ての決裁項目について各社取締役会において、報告又は決議を義務づけ、連結子会社の管理を強化致しました。
- ・営業取引の金額項目を細分化することにより、その管理を厳格化致しました。

b)「関係会社管理規則」及び「同決裁基準」の改訂に関する周知徹底について平成22年9月13日に連結子会社に対し「関係会社管理規則」及び「同決裁基準」の改訂について説明会を開催し、その周知徹底を図りました。

関係会社管理規則の周知を行った後、内部監査室が当社及び連結子会社を対象として、営業取引について「関係会社管理規則」及び「同決裁基準」に定める手続きが行われているかチェックを行いました。尚、連結子会社の各社月例取締役会において、関係会社管理規則の決裁基準に則り、営業取引に関する決裁を受けていることを確認しています。

上記の通り、連結子会社における「決裁基準」の改訂(「営業取引」項目が中心)について、周知したことに合わせて、当社の決裁基準の運用状況に関しても内部監査室がチェック(チェック内容は「営業取引」項目)を行いました。

c)規則・規程の違反に対するペナルティの明確化

規則・規程の違反に関する罰則の適用について検討致しました結果、「社員就業規則(勤務心得)」の項目に「会社の規則、諸規程に反しないこと」の条文を追記することと致しました。また、平成22年12月1日までに連結子会社各社の社員就業規則にも同様の項目を追記致しました。

改訂した上記「社員就業規則(勤務心得)」の適切な運用を図る為、当社及び連結子会社は、懲戒処分決定手続に係る内規を策定し、当社については平成23年3月1日より、連結子会社については平成23年4月1日より運用を開始しております。

d)法律専門家によるリーガルチェック等の実施

- ・今般の不祥事を受け、コンプライアンスに対する意識とその実行は当社並びに連結子会社を含めた当社企業グループが今後も適正に事業を行っていくにあたり不可欠なものであることを改めて認識致しましたことから、従前では、商取引契約等、重要な契約を締結する場合、決裁基準に基づき決裁を受けることとしておりましたが、今後は、当社並びに連結子会社の重要な契約または紛争が予想される案件・債権回収の遅滞が生じ又は生じる恐れのある案件等が発生した場合は、決裁前に当社並びに連結子会社の各部門が総務人事部を窓口として、第三者である顧問弁護士より適法性のチェックを受けることと致しました。

e)内部通報制度の周知徹底の実施

- ・当社及び連結子会社の役員及び従業員に対し、「内部通報制度(その内容と関係法令)」について顧問弁護士と社内講師により、研修を計7回実施致しました。
- ・研修実施日と研修参加者については、上記(2) - b)で記載の通りです。
- ・「内部通報制度」及び「社員就業規則(勤務心得)」の改訂については、社員全員への周知徹底を図るため、平成23年3月分の給与明細にそれぞれの内容を記載した書面を同封致しました。

内部監査の強化

a) 監査権限の強化

- 平成 22 年 11 月 15 日に内部監査に係る諸規程（内部監査規程，内部統制報告制度規程，内部統制報告制度評価規程）を改訂し，内部監査部門に会計に係る監査権限を付与するとともに，同部門より監査結果を当社及び連結子会社の取締役会に報告することと致しました。また，内部監査室を社長直轄の部門とし，社内的な監査権限を強化致しました。

b) 会計監査の実施

連結子会社に対する会計監査を以下の日程で実施致しました。その実施内容としては，監査対象科目に記載の債権が適切な入金に基づき消し込まれているかを確認するため，相手勘定科目が不適切でないことの確認及び相手勘定科目に対する証憑で入金日，取引先，金額の照合を行い，その妥当性を確認しております。

対象会社	実施日	対象期間	監査対象勘定科目
(株)ホテル新潟	H22.12.13 ~H23.01.14	H22 年 7 月 ~ 9 月	営業未収入金，仮受金
(株)ホテル大佐渡	H22.12.16 ~H23.01.14	H22 年 7 月 ~ 9 月	営業未収入金，仮受金
リコーホールディングス	H23.01.14	H22 年 7 ~ 12 月	営業未収入金
新光港運(株)	H22.10.26	H22 年 7 ~ 8 月	営業未収入金
	H23.01.27	H22 年 9 ~ 12 月	同上
リンコー運輸(株)	H22.11.12	H22 年 7 ~ 8 月	営業未収入金，仮払金，受取手形
丸肥運送倉庫(株)	H22.11.18	H22 年 7 ~ 8 月	営業未収入金，仮払金，受取手形
臨港商事(株)	H22.12.06 ~H23.02.04	H22 年 7 月 ~ 9 月	営業未収入金，仮受金，前受金

c) 規則・規程の有効性のチェック機能の付与

・ 内部監査諸規程の改訂

内部監査室が連結子会社に対する内部監査を実施することを内部監査規程に明記致しました。

内部監査室が当社及び連結子会社が規則・規程を遵守しているか，四半期毎にチェックを行い，その内容を当社及び連結関係会社の取締役会並びに監査役会に報告することと致しました。

経理及び I T 利用の強化

a) 連結子会社内の不適切な経理処理を早期に発見できる体制の構築

- 当社経理部は，連結子会社各社の経理データの適正性について，平成 22 年 11 月実績より連結子会社の経理処理に関するチェックリストを作成のうえ，連結子会社の財務諸表の増減分析を実施することで確認しております。

b) 対象会社に対する当社経理システムの完全導入による I T 環境の整備

二重の I T システム環境を止め，当社が使用している I T システムを導入しました。

- 平成 22 年 11 月より旧システムと新システムを並行稼働させ，平成 22 年 12 月から新システムに本格移行し，運用しております。

c)今後のMCS運用に対するチェック体制の具現化

当社経理部財務グループが、連結子会社からの資金要請を受けた後、連結子会社より翌週支払分に関して、支払日、支払先、支払金額をまとめた支払リストを入手し資金使途の把握を行うことと致しました。また、四半期ごとに支払リストと支払証憑との照合も行うことと致しました。なお、当該運用は、平成22年12月29日より開始致しております。

企業グループ意識の醸成，交流

a)グループ内コミュニケーションの活性化

- ・当社社長と連結子会社社長との「定例懇親会」の実施

実施日	会議名	会議内容	参加者
H22.09.13	リンコーグループ説明会	過年度決算修正及びその他開示事項に関する内容	当社連結子会社担当常務及び連結子会社役員，部長
H22.10.08	リンコーグループ改善報告書説明会	改善措置項目及びその取り組みスケジュール	当社社長以下役員，及び連結子会社社長及び役員
H22.12.21	リンコーグループ懇親会	連結子会社間における懇親	当社社長及び連結子会社社長又は取締役
H23.03.03	リンコーグループ社長会	改善措置に関する状況確認及び意見交換	当社及び連結子会社社長

b)グループ内の階層別会議の定例化

当社総務人事部は、メンタルヘルスや労働契約書などテーマを決めた会議を設定し、連結子会社の人事関係部門との情報交換を行いました。また、当社経理部は、四半期に一度「経理担当者定例会議」を開催し、連結子会社の経理関係部門との情報交換を行いました。

c)グループ内コミュニケーション活性化の一環として、人事面で以下の取組を行いました。

平成23年2月1日付で臨港商事の事業を当社が譲受し、商事部を新設することにより、臨港商事社員の転籍希望者全員を受け入れました。
平成23年度当社の人事異動において、連結子会社である新光港運、丸肥運送倉庫、リンコー運輸、ホテル新潟の各社に当社より1名ずつ（計4名）の向出（平成23年4月1日以降）を決定しました。

人材育成・教育の強化

a)経理，財務

社内及び外部講師等による当社及び連結子会社役員並びに従業員に対し、今般の不祥事が適正な会計処理（適正な貸倒引当金の計上）を行っていなかったことに起因していたこと、また、適正な会計処理を行う為には、日常的に徹底した与信管理の実行が必要であることを主旨とした研修を計7回実施致しました。研修実施日と研修参加者については、上記（2）-b)で記載の通りです。

また、四半期に1度、当社経理部が、当社各部門及び連結子会社各社の経理担当者に対して、経理担当者会議を開催し、会計上の変更点や経理計上に関する注意事項など、適正な経理処理に関する企業グループ内教育を行っております。

不適切な経理処理等を発見・把握できる能力・資質の向上を目指し、社内講師による経理業務を適正に維持継続できる人材の育成を目指し、当社及び連結子会社に対して

経理財務に関する研修を以下の通り、実施しております。

実施日	内容	対象部門	参加者	講師
H22.12.07	セグメント情報	経理部経理グループ	グループリーダー以下6名	社内講師
H22.12.27	減損会計	同上	同上	社内講師

- ・上記(2) - a)で記載の通り、当社経理部は、連結子会社各社の経理データの適正性について、平成22年11月実績より連結子会社の経理処理に関するチェックリストを作成のうえ、連結子会社の財務諸表の増減分析を実施することで確認しております。

b) 監査機能

- ・以下の通り、監査スキルの向上に関する研修参加を実施しております。

実施日	内容	対象部門, 他	参加者数	講師, 研修
H22.11.04	「基礎からわかる内部統制」実践セミナー	内部監査室	1名	外部研修
H22.12.08	内部監査人のための「おかしな数字」の見抜き方	同上	1名	外部研修
H22.12.14	内部監査人のためのコンプライアンスの基礎	同上	1名	外部研修

c) 研修制度の充実

連結子会社を含めた役員及び従業員のコンプライアンスに係る研修

- ・当社及び連結子会社の役員及び従業員に対し、顧問弁護士と社内講師により「コンプライアンスマニュアル及び内部通報制度」に関する研修を計7回実施致しました。
- ・研修実施日と研修参加者については、上記(2) - b)で記載の通りです。
- ・コンプライアンス、内部通報制度、経理業務に関する研修資料については、常に社員が閲覧できるよう、当社の電子掲示板に掲載致しました。また、掲載内容の閲覧を促すべく、上記内容に変更があった場合、その都度、閲覧を喚起致します。
- ・今後は、新入社員研修並びに管理職昇格時の研修等の機会に、コンプライアンス及び内部通報制度の周知徹底を図っていく予定です。

(3) 改善措置の実施スケジュール

別添資料 - 改善措置の実施スケジュールとその実績

3. 改善措置の実施・運用状況についての評価

当社は今回の過年度決算の訂正という事態を真摯に受け止め、上場企業として重大な責任があることを反省するとともに、今後二度と本件のような不適切な経理処理が発生しないように、当社及び連結子会社の全役員並びに従業員が一丸となり、改善報告書に記載した改善措置の取り組みを継続的に運用し、更に徹底していくことで、株主及び取引先をはじめとする関係各位の信頼回復に向け鋭意努力して参る所存であります。

以上

別添資料 - 改善措置の実施スケジュールとその実績

改善措置の実施スケジュール

項目		平成22年度						平成23年度			
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
(1) 過年度決算修正に対する直接的な原因への対策											
貸倒懸念債権に関する認識基準のルール化											
・貸倒懸念債権の認識基準見直し (総務部：財務G)	予定 実績			11/9(当社)	11/22(関係会社)						
・入金予定日3ヶ月遅延による認識基準の運用 (貸倒懸念債権の計上)	予定 実績			運用	2件計上						
・対象会社による売掛金消込の確認と報告	予定 実績			対象会社は自社で毎月確認、報告 各社・各部連絡							
与信管理規程の見直し											
・与信管理規程の見直しの検討 (総務人事部：総務G)	予定 実績		与信管理規程の見直し		改定		施行				
・見直し後の与信管理規程の運用(与信限度額の設定を含む) (当社及び連結子会社)	予定 実績			与信データ抽出・作成 抽出	与信依頼	1/20説明会					
(2) 業務執行体制の改善											
組織・体制の見直し・改善											
a) 当社について 内部統制グループ 社長直轄 グループから室へ昇格、権限強化増員 (総務人事部：人事G)	予定 実績		10/1増員(2名 4名)		グループから室へ昇格 11/1グループから室へ昇格						
b) 対象会社 前プロパー取締役を全員解任、当社取締役が兼任(9/3) 総務経理部長が懲戒免職 当社部長職が同社の管理部長として出向、管理 (総務人事部：人事G)	予定 実績		9/3(総務経理部長懲戒免職)								
平成22年度内を目標に当社が吸収合併する。	予定 実績		9/10(プロパー取締役解任、当社部長が出向)								
事業譲受(2/1)											
コンプライアンス											
a) コンプライアンスマニュアルの改善 (総務人事部：CSR G)	予定 実績			見直し	実施		実施				
b) 規則・規程の見直し (当該部門)	予定 実績		関係会社管理規則改訂(9/10)								
c) 規則・規程の違反に対するペナルティの明確化 (総務人事部：人事G)	予定 実績		10/27, 11/22各連結子会社決裁基準								
d) 規則・規程の運用状況チェックの徹底 (内部監査室)	予定 実績		社員就業規則改訂	運用							
e) 法律専門家によるリーガルチェック等の実施 (総務人事部：総務G)	予定 実績		1件	2件	1件	1/20説明会					
f) 内部通報制度の周知徹底の実施 (総務人事部：CSR G)	予定 実績		経営企画室より関係会社周知(9/13)		実施	実施					
内部統制監査の強化											
a) 監査権限の強化 ・内部監査に係る諸規程の改定	予定 実績										
・社長直轄部門としては是正措置の実効性確保 (総務人事部：人事G)	予定 実績										
b) 会計監査の実施 (内部監査室)	予定 実績		実施	実施	実施	実施	実施				
c) 規則・規程の有効性のチェック機能付与 (内部監査室)	予定 実績		実施	実施							
経理及びIT機能強化											
a) 連結内の不適切な経理処理を早期に発見できる体制の構築 (経理部：経理G)	予定 実績				実施	実施	実施				
b) 対象会社に対する当社経理システムの完全導入 (経営企画室：情報企画G)	予定 実績		設計	移行	運用						
c) 今後のMCS運用に対するチェック体制の具現化 (経理部：財務G)	予定 実績				各社説明	運用					
企業グループ意識の醸成、交流											
a) グループ内コミュニケーションの活性化(経営者) (総務人事部：人事G/経営企画室：企画G)	予定 実績									3/3グループ社長会開催	
b) グループ内の階層別会議の定例化 (総務人事部：人事G)	予定 実績			実施	実施				実施		
人材育成・教育の強化											
a) 経理、財務 (経理部：経理G)	予定 実績			実施	実施						
b) 監査機能 (経営企画室：内部統制G)	予定 実績			実施	実施	以降、部内ミーティングで実施					
c) 研修制度の充実 (総務人事部：人事G)	予定 実績					実施	実施				